

## 会議録兼報告書

会議名	第3回 伊那市民憲章策定委員会	
日時	平成27年11月11日(水) 午前10時30分から午後12時10分	
場所	庁議室	
出席者	委員	
	所属	氏名
	委員長	井上 康良
	副委員長	北原 紀孝
	委員	西村 美里
	委員	中村 繁子
	委員	黒河内 貴
	委員	中村 正
	委員	山岸 眞由美
	委員	宮脇 瑞穂
	委員	鈴木 岬
	委員	小林 眞由美
	事務局	
	所属	氏名
	総務部長	原 武志
総務課長	馬場 文教	
庶務係長	白鳥 英一	
庶務係	有賀 恵	
議題	(1) パブリックコメントの結果について (2) その他	
資料	資料1 伊那市民憲章(素案) 資料2 伊那市民憲章(素案)に対する意見 資料3 伊那市民憲章(素案)に対する意見検討シート	

## 1 開会

## 2 委員長あいさつ

前回の委員会で検討した素案について、10月10日から23日までの間、意見公募を実施したところ7件の意見がありました。本日の会議では、その内容について確認するとともに、委員会として検討の参考にしたい。

## 3 協議事項

### (1) パブリックコメントの結果について

(議事進行：委員長)

パブリックコメントの結果について事務局説明をお願いします。

(事務局)

資料に基づき説明。

(事務局)

ただ今、7名の方からのご意見についてご説明させて頂きました。

パブリックコメントに対する我々の考え方なのですが、様々な計画の策定、制度の変更等にあたり、これは一部の人間で決めたわけではなく、多くの市民の方々のご意見を集める中でそれらを反映しながら作り上げたものである、そういう姿勢で伊那市では策定等を行っております。

今回、パブリックコメントを求めたところ、7名の方から反響をいただきました。

通常より若干多く、それだけ市民の皆様の関心が高かったということだと思われま

す。今回は憲章の全文をマスコミや新聞で報道していただきまして、多くの皆様にも目を通していただけたと思います。それぞれの意見がありますが、あくまでも策定委員会の皆様が市民憲章をまとめ上げるという中で、こういった個人的な意見があるということを受け止めていただきたい。我々はいろいろな立場から、いろいろな意見をまとめてここまでやってきていますが、今回頂いた意見は、それぞれの組織・団体を反映させた意見もあるかもしれませんが、あくまでその方個人の意見でありますので、こういう意見もあるんだと受け止めて、さらにまとめ上げていって頂ければありがたいと思います。従って、これらの意見を全て取り入れてどうしなければいけない、というものではありませんので、総体的にこれらの意見をこの委員会でどうまとめていくのかをご検討願いたいと思います。

(委員長)

我々の観点といいますか、これらのパブリックコメントに対して我々委員会としてどうするか。大事な部分もあるかもしれませんが、忌憚のないご意見をいただきたい。

検討シートの1ページから検討に入っていったほうがいいでしょうか。

(委員)

市職員は就業前に唱和して～・・・と書いてあるが、これを前提として唱和し易いように唱和文の前半を削除してあるが、今まで委員会で考えてきた意味とだいぶ違ってしま

(委員)

みんなで声を合わせて唱和することを目的とするなら、確かに前半を削除してしまった方がいい。しかし前半を削ってしまうと、どこでも使える文言になってしまうかと思う。

(委員)

子供さん達が読むときでも唱和するときでも、この言葉があるから伝わる場所があると思うので、前半は必要だと思います。

(委員長)

前半部分は委員会で検討した大事な部分であり、歴史・文化・自然など伊那市らしさを大事にしたものであり文字であり、思いが伝わってくる部分である。ここを削除すると、心豊かや思いやりなど、どこでも使える文言になってしまう。従ってこの前半部分は大事にしたいという意見ですがいかがでしょうか。

唱和分の前半部分は必要と言うことでよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

(委員長)

そのほかに意見はありませんか？  
検討シートの2ページ目も含めて、いかがでしょうか。

(委員)

後文に関するところですが、正直なところ、「奇妙で違和感があり」というような感情があるのも当然のことだと思います。最後になって急に文語調というのが、市民の方にとって違和感を感じるのであれば、後文を外して、どこの町にもあるようなものにするのが無難ではないかな、と思います。

(委員)

こういう言い方がいいのかわからないが、洒落てていいんじゃないかと思います。伊那市らしくて、他の市町村となんでも同じではなくて。そして市民の皆様が全部を読み切るのか、あるいは最後の後文を読み切るのか。市民一人一人が考える中で、こういう文体になって伊那市の市民憲章ってなかなかおしゃれでいいんじゃないかという意見を数人の方から頂いております。

多くの方々が居ればいろいろな意見がありますが、この部分はあってもいいのではないかな、と思います。

(委員)

中には市民憲章はなくてもいいという意見もありますし、個々で受け止める感じはだいぶ違うと思います。前回の委員会の審議の中でも後文をつけたのは、詩がきれいな部分と後文はよそにはないという部分で加えることにしたと思います。是非この部分はつけておいた方が良くと思います。

(委員)

私はこの部分で品格を上げていると思います。  
「奇妙な違和感」というのは、個人の感じ方の違いだと思います。品位を保つためにも、この部分は

必要だと思います。

(委員長)

前回の審議の中で、ここは大事にしたいと入れた部分です。  
他所にはない部分と言うことで、後文は入れる方向でよろしいでしょうか。

(委員)

私も、伊那市らしさということではいいんですけど、特に後文の説明で情緒豊かに表現されているし、市民憲章の独自性も高まっていると思います。この独自性について、この意見を寄せてくれた方もどういう意味なのだろう、と思ったと私は思います。

委員会の議論を聞かずにこの文章をぱっと読んだときに、後文というのは一般的な前文、唱和文と違って後文があるな、と。この後文というのはどういう位置づけなんだろう、という疑問はどんなに文章が良くても市民の方の頭にはあると思います。なので、後文というのはどういうものなのかという説明が必要だと思います。

基本的には私も、前文と唱和文だけでは他所のものと一緒にすし、あった方が良くと思います。ただ、委員としてなぜこの構成なのかと聞かれた場合、今のままだと自分の意見を言うことは出来ても、委員会としてこういう理由があるから後文があるんだ、と説明できないところがありますね。

(委員長)

なぜこの後文をつけたかという説明が必要ということでしょうか。  
これは、市民憲章の独自性が高まるということだと思います。

(委員)

自信を持って「後文とは位置づけなのだ」と市民に説明できる、またこの委員会の皆様がみんな同じ説明をできるという状態にはなっていないんじゃないでしょうか。それは統一した見解があった方が良くと思います。そのうえで、私は後文はあった方が良くと思います。

(委員)

唱和文の何項目かをまとめて一言でいうところなる、という形が一番近いでしょうか。長歌における反歌のような。前文と唱和文、後文は別々に独立している感じではなくて、前文も全体をまとめていますが。

(事務局)

皆様の意見は、だいたい方向性が出てきているかと思います。  
初回の会議で他の自治体の市民憲章をお示ししてあります。その際には、ほとんどの自治体では前文と本文という仕分けで構成がされています。今回は事務局で「前文、唱和文、後文」という形で仕分けをさせていただいたので、ご意見の中には「前文、本文」の二本立てがいいというものや、あるいは唱和という行動を好まないといったご意見があります。  
前文、唱和文については、これは唱和をするかどうかについては、それぞれの行動の中で唱和として使うこともあれば、ひとつの掲示をしておいてそれぞれの自覚の意味で示す、ということもあり得ると思います。

従って、ほかの自治体と併せるとするなら前文と本文、行動様式については本文、後文については

前文と本文をまとめたものを、すでにまとめていただいておりますので、まとめていただいた上での後文の位置づけをどのようにするかということをもとめていただきたいと思います。あくまで前文と本文であり、全体をまとめたものがこういう形になるんだ、ということを知りやすく市民の方に示すことで、ここに出てきている問題というのはほとんど解決できると思います。

同じものをまとめたものが後文としてでてくるので、そこは確かに違和感というものは残ると思います。そこをうまく区分することによって、解決できるのではと思います。

(委員長)

全体の構成として様々な意見をいただいておりますが、「前文、本文、後文」という考えで行くということではよろしいでしょうか。

(一同、異議なし)

(事務局)

唱和する場合に本文を使って唱和するのか、後文を使って唱和するのか。それはそれぞれのグループなり市民の皆様にお任せして、唱和そのものを好まないという方もいらっしゃいますので、そういう位置づけにしたらいかがでしょうか。

(委員長)

唱和文という言葉が引っかかるのだとすれば、本文ということになるのかもしれませんが。後文がまとめになる。そんな形でいきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(一同、異議なし)

(委員長)

では、このような形で進ませていただきます。

「伊那市の歌などをもっと大切にする」というのはごもっともなことであります。長谷村憲章をどうするのかということがありますけれど、これはまた考えていくことになると思います。

唱和文というのは憲章になじむかどうか、ということではありますが、生かし方や使い方は市民の皆様のとらえかたや生かし方にお任せする形にしたいと思います。

次の「前文に関する事項について」に移ります。

前文についてはかなり討議を重ねてきた部分ですが、4つのご意見があります。特に「いきがい」「はたらきがい」のところ、「平和で希望に満ちた～」に「自然と共生し」を加える、「豊かな自然～」についてはもっと具体的に、ということでしょうか。このあたりについてはいかがでしょうか。

(委員)

感じ方の違いとは思いますが、自然豊かとは普通に表現すると思うが、違和感があるのでしょうか。

(委員)

雄大という言葉は、雄大な山々という所で使っているため重複してしまう。豊かな自然の方が良いと思う。「美しい」よりは「豊か」の方が良いと思う。

(委員)

語彙としては心の豊かさなども包括する意味で、「美しい」よりは「豊か」の方が良いと思う。

(委員長)

「いきがい」、「はたらきがい」については、以前は「くらしがい」という言葉があって3項目だったんですね。それで「くらしがい」を削除して今の形になったと思います。

(委員)

「くらしがい」というのは普通なら「すみがい」ですよね。それも「いきがい」の中に含むということで、今の「いきがい」「働きがい」になったと思います。何か足りないというのであれば、当初の「すみがい」を生かすかどうかということになると思うが。

(委員)

これは今までに十分に検討した内容ではないでしょうか。3つなくてはいけない、ということもないと思います。

(委員長)

「平和で希望に満ちた～」の前に「自然と共生し」を加えるという意見についてはいかがでしょうか。

(委員)

本文に内容が含まれているため、わざわざこちらに付け足す必要はないと思う。

(委員長)

続いて本文に進みたいと思います。

自然環境に関する事項については、三峰川と天竜川の並び順のことで、小黒川を入れるということでもあります。福祉・地域については、おもてなしという言葉を加えるということでもあります。

ここはまとめて検討したいと思います。

平和・安全についてもここで一緒に検討したいと思います。どれからでもかまいませんが、ご意見はありませんか？

(委員)

三峰川と天竜川の順番の話は、以前の委員会でもありましたよね。

(委員)

一般的には天竜川が先ですよね。天竜川が本流ですし。

海まで続いているのは天竜川なので、やはり天竜川が先だと思います。

小黒川を加えるということについて、天竜川を挟んでバランスをとるという意向だと思いますが、小黒川まで入れるとすべての河川を入れないといけないと思います。

(委員)

私は三峰川が先の方が良いと思っている一人で、応援歌など様々な歌で「三峰天竜」と歌い継がれてきています。語呂というものがあるのかもしれませんが、何十年前からそう歌われてきているわけ

ですし。どっちでもいいといえどどっちでもいいのですが、私は三峰川が先の方がしっくりきますね。

(委員)

私もどちらでも良いんですけど、伊那市に合併した長谷と高遠のことを考えますと、ここはまず三峰川と入れるのが良いのかなと思いました。

(委員)

それはサービス精神ではないでしょうか。

それは伊那市内の事情であって、100年も経てば関係なくなりますよね。100年といわず、2,30年も経てば。今は10周年なので高遠に気を遣っているのかもしれませんが。個人的な意見ですが、そこは気を遣うところではありません。

(委員)

小黑川等を入れていってしまうと、数限りなく大変なことになると思います。

三峰川を考えると、仙丈から61km流れてきて天竜川に合流するわけですね。伊那は七谷といいますが、その中で一番長い川なんです。諏訪湖よりもっと上流になるわけですね。やっぱり三峰川を先に入れていただいたほうがしっくりいくんじゃないかなと思います。

そして、先ほど意見も出ましたが、いろんな角度から見ると、山をうたって川をうたっているの得上からの方がと思います。まして、伊那はジオパークをうたっているの、やはり自然について並べるなら上からの方が良いのではないかなと思いました。

(委員長)

意見が分かれているところですね。

(委員)

源流でいうと三峰川は様々な地形的要因により蛇行した末に高遠で西へ流れています。長谷では三峰川を奥天竜といったこともあるんですよ。なので、どこが先かということなら、伊那市では三峰川を先にした方が良いかもしれません。しかし、一般的には海につながっているのは天竜川ですから、天竜川の方がイメージが強いのかな、と思います。どっちでもいいといえどどっちでもいいのですが。

(委員)

言葉に出したしらべの上でいえば、天竜三峰川の方が言いやすく、良いと思います。

やはり竜という響きは良いですよ。三峰川天竜という言い方より、しらべは天竜三峰川の方が良いと思います。

(委員)

小黑川を含めて、大きな意味で天竜川ということにして、表現がいけませんが小さい河川は入れないで、この通りの順番でいかがでしょうか。

(委員)

天竜川は伊那市の中心を流れていますので、やはり天竜川が先にきた方が良いと思います。

(委員)

天竜川は伊那市だけの川ではなく、近隣他市町村も流れています。  
それだけ一般的でなじみやすいのですが・・・どちらが先でも良いような気がしますね。

(委員長)

結論がなかなか出ないですが、前文の部分で述べてあるところなので、この部分はそのままいくということでしょうか。

(委員)

私はどちらでも良いのですが、三峰川天竜川としたほうが、語呂が悪くなくてもそっちの方が良いのかなと思います。

(委員長)

順序については前文も含めて後ほどもう一回検討することになりますので、後ほどにしましょう。  
小黑川は入れなくても良いということで行きたいと思います。

(委員)

天竜川だけだと伊那市だけではありませんが、三峰川とあわせると伊那市という特定が出来るため、やはり三峰川は落とせないと思います。

(委員長)

河川についてはこのようにいくとして、そのほかについて何かご意見はありませんか。

(委員)

思いやりというのは福祉的なもので、弱者とか子どもとかみんなで助け合うという意味合いだと思いますが、おもてなしというのは外に向けた言葉だと思います。意味が違うと思います。おもてなしをつける必要はないと思います。

(委員)

唱和文で設定したのは共助であって、来訪者に対する文章がここに入ると逆におかしいことになる気がします。

(委員)

宣伝文のようになってしまいますね。

(委員)

ここは原案の方が良いと思います。

(委員長)

健康・はたらくもこのままでいいとすると、あとは最後の平和への願いですね。  
ここはいかがでしょうか。

(委員)

「まもります。」というのは確かに意思としていいんですが、そういう思いを広く伝えていく方が  
良いと思いますが、いかがでしょうか。

(委員長)

後世に伝える、という意味合いですね。

(委員)

原案通りが良いのではないのでしょうか。

それに草案全体として、全体の韻律を考えながら作ってあるので、あまり言葉を付け加えてしまうと  
かえって韻律が悪くなってしまうと思います。

我々の作ったものが必ずしもいいというわけではないが、やっぱり全体を考えると、原案の方がよ  
ろしいかと思います。

(委員)

長谷村憲章はどうしますか。

この委員会で決めることではないと思うんですが、高遠にも町民憲章があるのですが歴史の上では大  
切な経過なので、各地域に任せて大切にしていけば良いと思います。消してしまうことではありませ  
ん。

(委員)

この市民憲章は合併10周年ということで制定するものであるので、高遠の町民憲章も長谷村憲章  
も地域で大切に守り、伝えていくのが良いと思います。

(委員)

今の総合支所の前にも彫って置いてあるんですが、記念として残すべきである。

(委員長)

残す問題は三峰川と天竜川の順序についてですが、いかがでしょうか。

(委員)

もう一度読み直してみて、天竜川が先の方が良い気がします。

(委員)

あるいは小黒川等の希望も出てきましたので、天竜ひとつにしてみてもいいかですか。

(委員)

天竜川は伊那市だけのものではなく、他市町村も通っています。伊那市ということ特定する意味  
では、天竜川に注ぐ最大の河川である三峰川は残さないと重みがなくなるかなと思います。

(委員長)

確かに高遠長谷を貫いて流れてくる三峰川と思うので、残したいですね。

(委員)

前段で伊那市という文字が入っているから伊那市だと分かりますが、天竜川だけだと伊那市だとは特定できません。

(委員)

私が天竜川が先の方がいいと思うのは、天竜川は伊那市の中心街を流れており、伊那市の発展した入船に船着き場があり、そこに材木問屋があり、伊那市は天竜川の水運があって発展してきているわけですね。そして伊那市を二分するように流れているのは天竜川であって、市の中心を天竜川が流れているのは伊那市くらいしかありません。天竜川と三峰川の流れる豊かな、というように三峰川を後につけた方が文が続いていくというか、雄大な山々に抱かれ天竜川があり、豊かな自然の中に三峰川が流れていくというほうが流れが続きやすく思えますしイメージがしやすいと思うため、天竜川が前の方が良いと思います。

(委員)

東西を挟んで3000m級の中央アルプスと南アルプスを望めるのは伊那市だけしかなく、全国でも例がないんですよね。そういう情景から行くと、天竜川かなと。

(委員)

上から流れるという観点でイメージを描きやすいと思うので三峰川が先が良いと思いますけど、逆でも十分に良いと思います。

(委員)

ただ順番を逆にするのではなくて、三峰川の流れが天竜川に注ぐといったような、もう少し言葉を挟んでみてはいかがでしょうか。そうすれば良いものになると思うのですが、なにか良い文案はないでしょうか。

(委員)

難問ですね。やはり天竜川は大きいので、大小の関係から行ってもやはり天竜川が先になると思いますけれど、地域の方が地域の川をととても大事に思っているという思いをお聞きしたときに、さて小黒川等も出てきていますがどうしたものかと。天竜川、三峰川などの流れる、というと文章が汚れてしまうと思い、いい案が出ません。

(委員)

三峰川と天竜川の流れる、といっても別におかしくはないですね。三峰は三つの峰と書きますが、これは甲斐と駿河と信濃の3つの国の境の山なんですよ。その麓を流れるから三峰川と名前がついたのだと思います。やはり三峰川だけは残さないと、と思います。

(委員長)

それぞれのご意見があるかと思います。  
ここは原案のままに置いていた方が無難かと思います。

(委員)

天竜川が最初にある方が誰にでもわかります。三峰川は長野県のこの地域の人は分かるけれど、よその県の人には分からないんですよ。そういう意味では、天竜川が先の方が良いのかな、と思います。

(委員)

これで、議会、市長へ提案をしていくわけですが、パブリックコメントについてしっかり審議を尽くしましたが、原案のほうが悪染むという状況の中で委員会のなかでは取って変更するには至らなかった。

(委員長)

そういうことですね。  
よろしいでしょうか。

(一同異議なし)

(事務局)

唱和文というのは憲章になじむかどうか、どう生かそうとしているか、というご意見がありまして、先ほどご提案させていただきましたのは、他の自治体と同じように前文と本文、そして総体をまとめた後文という構成になっておりますが、この位置づけをどのようにしたらいいのか。前文があって本文がある、他の自治体はそういう構成なんですよ。伊那市の場合にはこれにさらに後文をつけるということなんですけれど、これは唱和文にも使えると思いますし、全体をまとめたこの文章をどういう位置づけで提案していったらよろしいのか、ということなんです。

唱和文という表現をやめると。これは唱和文として使うかどうかは市民の皆様及びご団体のご判断に任せるとして、あくまで前文と本文があります、と。それを全体をまとめたものがこの三行の文章だ、ということなんですけども、この三行の文章をどういう位置づけにするか。

(委員長)

今の説明の通りですが、3つで構成されているのは事実なので、その使い方ですよ。

(委員)

唱和文を本文とした場合、括弧のタイトルや説明部分は載せる予定ですか。

(事務局)

この部分は表現されない。なくなります。

(委員)

どこの市民憲章でもそうですが、本文だ唱和文だ、と区切りはないですよ。全体として市民憲章なので、逐一説明をつける必要はないと思う。

(委員長)

一応、前文・本文とわけてありますけれど、実際にはそういうものはなくて表記します。

(委員)

表記する際に、箇条書きの「一（ひとつ）、～～」、「一（ひとつ）、～～」としてはいかがでしょうか。

(委員長)

もしくは表記するなら、1, 2, 3・・・のような番号か「○～～」のように頭に○をつけて表記するかですね。

(委員)

番号はおかしいのではないのでしょうか。

(委員長)

そうですね。

だいぶ具体的な話も出てきましたね。このように表記すると、先ほどの後文の位置づけの問題も、前文がずっとあって本文を一行一行表記し、後文もずっとつけられる。括弧はつけない。

(事務局)

本文の部分は一行書きになるのですが、ここの文頭に「・」や「○」がつくということによろしいのでしょうか。

(委員)

番号はないですけど、○くらいはつけたほうがいいのでは。

(事務局)

やるとすると、一、一、一、、、か、○をつけるかですが。そのあたりを検討していただきたいと思います。

(委員)

新聞に掲載された、中心をあわせたものが良いと感じた。

(委員)

「○」か「一」については、○の方がすっきりしていて良いと思います。

(委員)

前文、本文、後文を並べていくのは良いと思うのですが、この憲章を市民の皆様提示する際にはそれぞれ説明を求められると思うので、前文、本文、後文の位置付けは考えないといけないと思います。

(委員長)

位置づけというか説明的なものですね。それはあっても良いと思いますが、委員会でもっているだけで憲章には記載はしません。

(委員)

後文というのは、先ほどの説明では前文と本文を言い換えたであるということだったと思うのですが、内容を説明するにあたり、委員は一致した説明が出来るように、その説明を持っていた方が良いと思います。

(委員長)

本文の五項目からは離れて、全体をまとめたもの。前文は前文で、市民憲章の書き出しである。最後の後文は、市民憲章全体のまとめである。そういうことが、今回の資料の※で記されているひとつひとつの説明がなくなっても、私たちが意識して持っていて、ということになると思います。

(委員)

前文、唱和文、後文というのは我々が素案作成する段階でつけたものであり、憲章に記述する必要はないんですよね。なので、全段がすべて市民憲章ということです。ここが前文、ここが唱和文と受け取られるとおかしいことになるので、とってしまった方が良いと思います。

(委員長)

なので、パブリックコメントではないですが、唱和文というタイトルを読んで、これは唱和することが目的である、という受け取り方、意識があったのかもしれませんが。

(委員)

どこの市民憲章でも、前文、唱和文なんてうたっていないんですよね。一連で市民憲章であるわけです。

(委員)

どこかに掲げるといことはするわけですよね。

(事務局)

活用方法についてはいろいろなことが考えられますので、これから検討していきたいと思います。今、お決めいただきたいのは唱和文の5項目について、5つの分野についての表現ですので、「一. ～～」とするのか、「○. ～～」とするのかここだけはお決めいただきたいと思います。他の自治体では、「一」、「二」、「三」、「四」、「五」という所も希にありますが、だいたい「一. ～～」、「一. ～～」としているところが多いです。

(委員)

表示するときに、新聞のこの書き方はいかがですか。  
中央揃えの書き方はいかがでしょうか。

(事務局)

表現の仕方、活用の仕方についてはまた別のところで。

(委員)

縦書きになる場合もあるかもしれませんので、全てを番号ではなく、「・」や「○」にしてみても

いかがでしょうか。もしくは何もつけないか。

(委員)

何もつけないのが良いと思います。

(委員)

他市町村の例を見ると、無印というのはほとんどありませんね。ほとんどが「一. ～～」ですね。「一. ～～」、「二. ～～」、「三. ～～」、というのはありますが。やはり、「一. ～～」というのが重みがあって、大切にするという意味合いもあって無難ではないでしょうか。

(委員)

唱和する際にも、「一. ～～」と言った方が唱和しやすいですね。

(委員)

ですが、前文、唱和文、後文というのを取ってしまったら、どこが唱和文かという問題が出てきませんか。別に皆で唱和しなくてはいけないというものではなく、市民が気持ちの中にあればよいものですから、唱和でなければならないものではないと思います。そうなると、「・」がいいでしょうか。「一. ～～」では説明っぽくなってしまうと思います。

(委員)

無印の場合、横書きの時は良いですが、縦書きの時に不都合が生じる心配もありますね。

(委員長)

示し方や細かい表現までは、今日の所はいいとしましょう。

前文、唱和文、後文は取るということで。3つのまとまりである、ということよろしいでしょうか。

(委員)

すいません、私は前文は前文で、唱和文と後文をあわせて本文だと意識したのですが違いますでしょうか。

(委員長)

なるほど。そうすると、後文は唱和文を含めた本文の中の一つということでしょうか。

(委員)

私はそう考えていたのですが。

(委員長)

唱和文をまとめたものが後文ということですね。

(委員)

私はその両方を併せて本文としてはいかがでしょうか、とっていたのです。

(委員)

今の前文と唱和文をまとめたものが後文という感じですね。両方をうまく美しく称えるならば、という感じの。

(委員)

そうすると、前文、唱和文、後文をずらっと並べただけではおかしいというか、後文の前で切っていないと意味としては伝わりにくいということでしょうか。

(委員)

いえ、そんなことは全くありません。  
ただ気持ちの上では、前文と唱和文を言い換えてまとめた形と同じかな、と。

(委員)

前文、唱和文、後文と区切るからですが、このタイトルを取ってしまえば全体として市民憲章だから。

(委員)

ただ、タイトルを取った場合に、その部分が何なのかわからなくなる不安はあります。  
前文と書いてあれば前文とわかりますが、本文と、また同じ内容が来た場合これはなんだろう、と。今は前文と唱和文、故郷賛歌的な感じで後文と分かりますが、取った場合に理解はどうなるのかな。

(委員)

信濃の国の5番と同じ考え方でいいのではないのでしょうか。  
かえって前文、唱和文、後文と区切るとおかしいという気がするんですが。

(委員)

3つの間の2つの区間に、文字と同じ大きさの「○」をいれたらいかがですか。  
唱和文と書いてあるところへ大きな白い丸「○」を入れる感じで。そして、文字は全部取るといった形で。

(委員長)

唱和文と後文が一緒にしたように考えていた、というのはもっといえばどういうことですか。

(委員)

イメージとしては、本文の中に入っている唱和文の内容が具体的なものであって、具体的な中から前文と、その具体的なものをまとめたものが後文という風に最初はあったわけなんですけれども、形式的にこれから表に出すときに、前文というものがあって、本文と表現されると思うんですね。そうすると、本文をまとめたものは本文の最後に出てもいいのかな、とそういう風に思ったんです。

市の方で表現するのに、また広報的なものもあると思いますが、そういうときにまずは前文というもので広報をして、本文の所に唱和もできるものをふたつ設けたという形で考えたんです。

(委員)

私は前文を美しく言い換えたものであると捉えていました。この憲章をどういう思いで策定したかが前文には書いてありますし、後文にも書いてありますし、ある意味同じものなのかなと思って。それを区別せずに並べておくと、重複した印象を与えると云いますか、市民憲章を策定するのに携わった思いが2箇所も出てくると感じられるのではないかと、  
と思うので、少し特別な扱いの部分で区切った形で位置づければ良いのではないかと思います。私は自分で読んでみてそう思いました。

(委員)

当然の意見ですね。

3つとも考えてみれば、自然の美しさ等同じことを言っているから、後文なんか特に必要ないんじゃないか。確かに同じことを前文と本文で言っていますね。

(委員長)

一番最初の前文という表現がありますけど、こんなつもりで市民憲章を定めますよ、というものが最初にあって、具体の本文があって、それを本文と同じような気持ちで表現し「これが市民憲章です」と最後にまとめたもの、と考えたんです。

確かに新聞でこうやって読むと、違和感があったと思います。

(委員)

後文を敢えてつけたというのは、美しい文章でこれを補完的に包括的な意味でつけたので、これを前文、唱和文、後文と区切ると逆におかしくなりますね。一連的な文章で市民憲章を定めた。これはよその市町村にはないスタイルです。

最後の詩文が全体を引き立てるものになっているんじゃないかなと思います。逆に言うと、若干「行」をあけていろいろと表示するのは良いのですが、敢えて説明的なものは入れない方が良いと思います。

(委員)

後文については皆様、文章に愛着を持っていらっしゃると思うので、逆に前文の文章を前文から格下げして説明文のような形にして前文と唱和文からなる構成にして、前文の部分にこの「行き交う水は～」の部分を入れて、それか唱和文が並び、ここで前文で書かれているものは枠外に事務的に記述し、区別をした方がすっきりするのではないのでしょうか。

(委員)

それをやると、市民憲章というのは市民の意思ですが、主文の部分がおかしくなってしまうと思います。これは、市民憲章を定めます、という一つの意味なんですよ。それで、唱和文というか、どういうことを具体的に、というものがあって、最後に補完的に伊那市の特徴と市民憲章のありかたとか心持ちを最後にうたいこんだという文面になっているものですから、やっぱりこれは変えたくないですね。

(委員長)

これだけ議論をしてもまだ、最後になってみると、どんな構成をするか。

でも、私たちが一番最初から前文として掲げてきたもの、唱和文として掲げてきたもの、そして後文

として掲げてきたもの、といろいろ構成してきた一番先のものというのはこのスタイルなんです。これは崩すのは少し苦しいと思います。

そしてもちろん、前文や唱和文をとったとして「・」が入る。一行あけくらいですっと流す方がよろしいかと思えます。

(委員)

そこから先はデザインの領域だと思います。

(委員)

この前文、唱和文、後文というのは、策定段階で我々がつけた文言であって、どこの市民憲章にもこういうものはないんですよ。前文にあたるものは「市民憲章を定める」という市民の意思ですから。これが説明になると意味合いがおかしくなってしまう。

(事務局)

前文、唱和文、後文という区分けは無しとする中で今回の憲章策定の趣旨なんですけど、市民の皆様に対する決意表明というか、まずはそれを示した上で行動様式を具体的に示するのが普通の様式かなと思います。今このままで、新聞報道にあります、これを全部並べた場合に、やはり先ほどから懸念が出ておりますように重複した表現がいくつも重なっておりますので、何のためにこの3つのフレーズに分かれているのかと。それはやはり、市民の皆様も混乱すると思います。パブリックコメントの中でもご意見があるのですが、前文と唱和文だけにした方が良いのではないかと、といったような意見があるのはそういったことからだと思えるんですね。

この策定委員会では、あくまでこの三行の詩文については残す、ということを前提にした場合に、この3行の位置づけがどういうものなのかと明確にさせていただきたいと思えます。

それから、現在唱和文として5つの項目、5つの分野について検討していただいたのですが、これについてもこのままのフレーズで並べるだけではなくて、やはり「一. ～～」、「一. ～～」というように明確にした方が、5つの順番はないのですが、それぞれの分野において我々は目指してやっていくんだ、ということの意味では、「一. ～～」としたほうが、これは他の自治体を真似するというわけではなくて、ここで「一. ～～」という表現にした方が市民の皆様はわかりやすいのではないかと思います。

その上で、最後の後文についてはどういう位置づけなのかということをお明らかにするということが必要ではないかと思えます。

それで、後ほど事務局の方からご提案させていただき予定だったんですけど、ここまでまとめて頂きましたのでパブリックコメントに対するご意見・結論は出たと思えます。もう一度、申し訳ないんですけど、策定委員会を開催いたしまして、その構成・スタイルについては事務局でいくつか案をご提案したいと思えます。その中で最終的にこの委員会ではこのスタイルで行こうというものを決めていただければありがたいと思えますが、いかがでしょうか。

(委員)

その「一」というものや「〇」というレイアウトは事務局で提案してくれるのか。

(事務局)

はい、様々なパターンをご提案させていただくつもりです。

(委員長)

協議を重ねてきましたが、時間になってしまいました。

どうしてもここで協議を終えるわけにはいきませんので、今後の委員会の予定をお示しして、今日の委員会を閉会したいと思います。

(終了)